

埼玉学園大学・川口短期大学 機関リポジトリ

On KANENA-OU, a Substitute for SHIOU of ISE-HOUHEI

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-06-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 赤坂, 恒明 メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/288

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



伊勢奉幣使王代 兼字王考

赤坂恒明

はじめに

正保四年（一六四七）九月十一日、十五世紀後半以来長らく廃絶していた伊勢例幣が再興された。伊勢奉幣そのものは、室町後期から江戸初期にかけて、時に二十年以上もの間隔を空けながらも、随時、臨時奉幣——遷宮に伴う一社奉幣と、天皇の即位を奉告する御即位由奉幣等——が行われ、維持されてきた。しかし、伊勢奉幣使を勤仕すべき所謂「四姓使」（王使・中臣使・忌部使・卜部使）のうち、伊勢神宮から「神敵」と見做されて排除された卜部宿禰の卜部使は別として、王使すなわち使王（しおう）、つかいのおおきみ）を勤仕する諸王（王氏）と、忌部使を勤仕する齋部宿禰の家系は、いずれも例幣再興時には朝廷において既に断絶していた。そのため、王使（使王）には代役すなわち「使王代」が立てられ、忌部使には地下官人の真継家（紀朝臣。但し、本稿第二章を参照せよ）が一時的に齋部宿禰に改氏姓して、それぞれ¹⁾の所役を勤仕した。

この伊勢例幣再興時における使王代が、「兼字王」である。「兼

字王」は、正保四年以降、四十年の長きにわたり、伊勢例幣および伊勢臨時奉幣における使王代として諸史料に現れるが、通説では、兵庫寮にて兵庫頭を歴任した地下官人、河越家の源兼字（もと清原賢充）が使王代を勤仕した際に称した作名であると考えられている。

しかし、「兼字王」と河越家に関する従来の通説には、早稲田大学図書館蔵「外記平田家文書」——より正確には「少外記平田家文書・記録」——の『宣旨案 并雑々記』（整理番号「文書13/H69」）に所収の青木庸行撰『百年以来近代地下諸家伝』²⁾における記載や、伊勢奉幣に関する同時代史料の記述とは合致しない部分がある。

そこで、本稿では、地下官人兵庫寮河越家の系譜と、「兼字王」の実体について再検討を試み、それを通じて、末流の天皇後裔にして擬制的に皇族の一部として名目上扱われた諸王（王氏）の消滅後における伊勢奉幣の使王代に関する新知見を明らかにしたい。³⁾

一 先行研究に主拠した、兼字王と兵庫寮河越（川越）家の系譜

「兼字王」とは、「うもじ」・「しゃもじ」等々の女房詞さえをも連想させるような、いかにもかりそめな印象を受ける作名であるが、この「兼字」は「かねな」と訓む。例えば、『忠利宿禰記』慶安三年九月十一日条に、

例幣略次第。……次上卿以官人召外記（師定仰云可進卜申之由）。次外記（定慶）持參卜申。次上卿仰令開之（仰可使王某之内）兼字王也。……

とある通りである。

前述のように通説では、兼字王は、兵庫寮河越家の源兼字（もと清原賢充）の作名であるとされているが、兼字王に関する先行研究で基礎史料として専ら使用されてきたのは、江戸時代末期の三上景文撰『地下家伝』と河越家記録と真継家記録における系譜情報である。

まず、『地下家伝』四「兵庫寮 河越（姓源 元清原又王）」に、次のように記されている（『地下家伝』上一八〇頁）。

源兼字（舟橋従二位清原相賢卿為養子、賢在跡相統、後改源兼字、（使）王兼久跡統。依之兵庫寮・使王代（ナシ）帯両役。実河越源重忠男。本清原賢充。母出納中原職忠女。）

寛永五年六月三日 生。

同二十年九月二十日 叙正六位上（十六歳）。

同日 任兵部大允。

正保四年 月 日 改源兼字。

……（以下略）

これによると、源兼字（もと清原賢充）は「河越源重忠」の男子で、母は出納職の平田職忠の女子であり、舟橋相賢の養子となり、「賢在」の遺跡を相続し、更に、「（使）王兼久」の遺跡を相続して源兼字と改めたという。

「賢在」・「王兼久」については、『地下家伝』四「兵庫寮 河越（姓源 元清原又王）」に、次のように見える（『地下家伝』上一七九〜一八〇頁）。

清原賢在（舟橋式部少輔清原秀賢朝臣為養子、教重跡相統。実使王兼任次男。母。）

慶長十九年 月 日 生。

元和六年正月六日 叙従五位下（七歳）。

同日 任兵庫頭。

年月日 卒。

王兼任（慶長十四年臨時奉幣使御再興之節、依別勅被補王氏、为使王（役）、参向。于今連綿。）

年月日 生。

慶長十四年九月六日 叙従六位下。

年月日 死。

王兼久（王兼任男。母。）

年月日

生。

寛永六年九月十日

叙従六位下。

年月日

死。

また、源兼字の父「河越源重忠」については、『地下家伝』八「御蔵小舎人 真継（元新見 姓齋部、元紀）」に、

久忠（父左近）親賢男。実河越源重忠男

元和二年

生。

寛永七年正月五日

叙正六位上（十五歳）。

……（以下略）

とあり（『地下家伝』上三六八頁）、重忠の子で、源兼字の兄にあたる久忠は、江戸期に鋳物師を支配していたことで有名である真継家を相続している。

以上、『地下家伝』の系譜情報を図示化すると、次のようになる。

王兼任——王兼久（一六二九年叙位）

——清原賢在（一六一四年生）

河越源重忠——真継久忠（一六一六年生。真継家を相続）

——源兼字（もと清原賢充）（一六二八年生）

『地下家伝』には、河越家と王氏との間に血縁関係があるとは記されていない。しかし、國學院大學図書館所蔵「河越家記録・文書」「諸願届録 從元文中、至享保年中」所収の河越賢兼（一七〇六年生、一七七七年卒去）「大嘗祭由奉幣使王代拜命願書」

に、

一、王使御役之儀者、後陽成院様依別勅王兼任・王兼久二被成下、則口宣案拜受仕、使王御用相勤罷在候処、王兼久卒去仕、正保四年例幣御再興之節、王使御用可相勤人躰被為在御詮議、則兼久弟清原賢充兵庫寮役相続仕罷在候二付、改姓・改名被為仰付、王兼久跡目相続仕、源兼字二相改、奉幣使御用被為仰付、并兵庫寮兩役共連綿仕、至于今、御代々々目出度不闕二御用相勤申候。

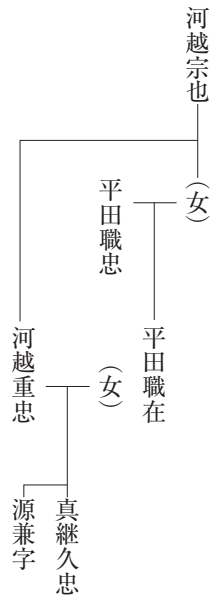
とあるように、後世の河越家の主張では、清原賢充（源兼字）は「王兼久」の弟であるとされる。⁴⁶

「王兼任」と「王兼久」は、伊勢臨時奉幣の使王として、同時史料にはそれぞれ「兼任王」・「兼久王」と見えるが、彼らについては次章において検討する。

さて、源兼字の父、河越重忠の出自は、真継家の家伝に記載があることが、藤森馨氏によって明らかにされている。即ち、名古屋大学所蔵「真継家文書」三九号 真継能弘「家伝（加今案禁他見）」によると、河越重忠の父は、松永久秀の旧臣、河越宗也（本名、重宗）であり、宗也は、「天正五年（一五七七）の松永家滅亡後、京都に住居し、娘が平田職忠に嫁したため、平田家に同居するようになったという。そして、平田職忠と河越宗也の娘との間に誕生した娘が、さらに宗也の子息重忠に嫁し、真継久忠と兼字を生んだのである」という。⁴⁶

重忠の父、河越宗也については、『地下家伝』八「出納 平田（姓

中原」に、「職在（職忠男。母河越宗也女）」とあり（『地下家伝』上三五四頁）、この真継家の家伝と矛盾していない。



しかし、この続柄には、年代において疑問点がある。『地下家伝』によると、平田職忠は天正八年（一五八〇）生まれ、真継久忠は元和二年（一六一六）生まれであり、両者の年齢差は三十六歳である。職忠の子、職在が慶長六年（一六〇一）生まれであることを勘案すると、真継久忠らの母を平田職忠の女子とすることには、やや無理があるように思われる。可能性として有り得るのは、①《職忠の女子は河越重忠の後妻で、久忠の母は河越重忠の先妻である》か、②《職忠の女子は、実の女子ではなく、養子である》かの何れかであると考えらるべきであろう。

また、同時代史料には、源兼字の前名とされる清原賢充を、清原氏ではなく中原氏と明記するものが存在する。例えば、藤森馨氏が既に指摘しているように、「國學院大学所蔵『賢充宛明正天皇口宣案』によれば、四代兼字は寛永二十年九月二十日に正六位上に叙され、兵庫允に任官しているが、「中原賢充」とあり、母方平田家の本姓「中原」を称しており、清原姓にはなっていない」（藤森馨二〇〇八183頁）。

さらに、『地下家伝』では、清原賢充は正保四年（一六四七）に源兼字と改姓名したとされるが、同時代の記録史料より、それ以

後も「中原賢充」が「兼字王」の作名で伊勢使王代を勤仕したことが知られる。⁴⁷⁾

実は、「源兼字」も「清原賢充」も、管見の限り、後世の文献にしか現れない人名であり、同時代史料からは確認することができないのである。

このように、後世に作成された家伝や『地下家伝』の記載は、同時代文献との間に少なからぬ齟齬がある。従って、兼字王と兵庫寮河越（川越）家の系譜については、同時代文献に、または、先行研究で使用された史料よりも成立年代が古い文献に基づいて再検討する必要がある。

二 『百年以来近代地下諸家伝』と「真継系圖近代写」における河越家と真継家

まず、兵庫寮河越家に関するまとまった系譜・伝記情報を伝える史料として注目に値するのが、前述の青木庸行撰『百年以来近代地下諸家伝』である（赤坂恒明二〇一一20頁）。少外記平田家に伝来した本史料は、原形が享保二十年（一七三五）に成立し、『地下家伝』には見られない貴重な情報が数多く含まれているが、川越（河越）家の系譜情報は次の通りである。

【三八葉表】

中原 川越 兵庫寮

職廣 平田兵庫頭 實出納大藏少輔職定朝臣次男

實職廣外孫

賢在アキ 從五位下兵庫頭

實賢在弟 玄偉ノ弟也

賢充 從五位下兵庫頭奉仕八條殿

賢充子

賢長 從五位下 兵庫頭

改名兼躬 享保十四年六月廿一日卒六十号甫躬淨兼

賢兼 正六位下 兵庫權助 將任兵庫頭

元文二年正月廿八日從五位上職事規長

ここには、川越（河越）家は中原氏とされており、同家が清原氏・源氏であったことを示す記載は全く存在していない。また、賢充が「兼字」に改名したとも記されており、『地下家伝』に挙げられている「王兼任」も「王兼久」も見えない。

本史料において初代として掲げられているのは、出納の平田職定の次男とされる平田兵庫頭職廣であり、第二代となる賢在は職廣の外孫とされ、第三代の賢充は「玄偉」の弟で、実は賢在の弟であると考えられている。

賢充を賢在の弟とするのは、前述の「河越家記録・文書」『諸願届録 従元文中、至享保年中』所収の河越賢兼「大嘗祭由奉幣使王代拜命願書」における、「源兼字」（即ち賢充）を、賢在の兄とされる「兼久王」の弟とする主張とも、矛盾していない。

まず、平田職定の次男とされる職廣は、『百年以来近代地下諸家伝』の「中原 深尾 行事所」に、深尾家の初代として、「職廣（出納大藏大甫職定朝臣次男／平田兵庫頭）」と見え（五五葉裏、『地下家伝』八「藏人所行事所 深尾（元平田／姓中原）」に深尾家の初代として見える「職久（出納大藏大輔中原職定次男）」（『地下家伝』上三八三～三八四頁）と同一人である。この平田職久（職廣）には子が多く、少外記平田家の初代生職や、御藏小舎人の粟津家の初代 職善のほか、出納平田家を継いだ職忠も、職久の子である。

前述のように、通説では、真継久忠と「源兼字」（即ち中原賢充）の母は、平田職忠の女子とされているが、年代の点で疑問があった。しかし、本史料によると、賢在の母は職廣（職久）の女子であるので職忠の姉妹にあたり、賢充は賢在の弟とされているので、賢充の母も、賢在の母である職忠の姉妹であると考えられる。従って、真継久忠と中原賢在（通説では清原賢在）と中原賢充（通説では清原賢充、源兼字）は三兄弟であり、彼らの母は、平田職忠の妹であるが、兄 職忠の養子となった、と推測することができるのである。

なお、真継久忠について、『百年以来近代地下諸家伝』には、次のように記されている。

【五二葉裏】

紀 真継 御倉小舎人

康綱源氏從五下美濃守

久忠源氏從五上伊与守 母出納職忠女

姓改紀
 玄弘 從五下 宮内大丞
 ……（以下略）

ここでは、真継久忠の母は、通説と同じく「出納職忠女」とされているが、職忠の養子であると理解すべきものであろう。

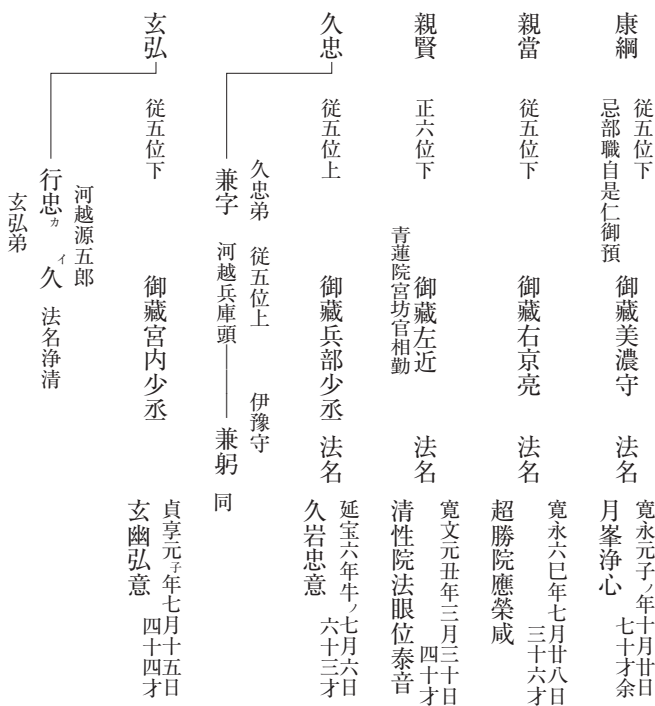
なお、本史料には、久忠は紀氏でなく源氏であり、紀氏に改めたのは、久忠の次代の玄弘であるとされている。

この玄弘は、『地下家伝』八「御藏小舎人 真継（元新見 姓齋部、元紀）」に「玄以（弘）」（父伊予守）久忠男。母（右京進）康利女」とあり（『地下家伝』上三六八頁）、諱を「玄以」とする所伝も見られる。『百年以来近代地下諸家伝』における中原賢充への注記「実賢在弟 玄偉ノ弟也」の「玄偉」とは、漢音で同音である「玄以」と同じか、または「玄弘」の誤記であるか、のいずれかであると考えられ、いずれにせよ、中原賢充（真継久忠の弟）は、真継玄弘（久忠の子）の「弟」であるということになる。

『地下家伝』によると、賢充と玄弘の生年は、それぞれ寛永五年（一六二八）と寛永十八年（一六四一）であるので、賢充が玄弘の「弟」であるということには問題があるが、ここから、賢充が兄久忠の養子または猶子になったため、系図上は久忠の子で真継家の跡を継いだ玄弘の弟として位置づけられた、と推測することは十分に可能であろう。そもそも久忠は、本来ならば真継家を相続する立場になかった。久忠（一六一六年生）の妻の兄弟親賢（一六二二年生）が、真継家を離れ、青蓮院宮尊純法親王に

仕えて青蓮院坊官（谷家）となったため、久忠が真継家を継承したのであった（笹本正治 一九九六 62～63頁）。恐らく賢充は、兄久忠が真継家を相続して河越家を離れた後に河越家を継承したので、久忠の養子または猶子とされたのであろう。

ところで、少外記平田家に伝来した早稲田大学図書館蔵「外記平田家文書」には、真継家と河越家との関係について記されている史料が存在する。即ち、「真継系圖近代写」（整理番号「文書13 / K3 / 9」）である。



珍弘
矩弘

ここには、「玄弘弟」として「河越源五郎」の袖書きがある「行忠^カ 久^イ 法名淨清」という、河越家の歴代に挙げられていない人名が記載されている。「玄弘弟」とあることから、この見慣れぬ人名は、中原賢充（通説で言う源兼字）に比定することができよう。¹⁰「行忠^カ 久^イ」とは、「行忠か、または行久」という意味であると思われるが、恐らく賢充の前名であろう。また、「河越源五郎」とあることから、同時代史料や『百年以来近代地下諸家伝』から中原氏であることが確認される河越家は、本来の氏が源氏であったと推定される。そして、「賢充」という諱は、兄賢在の跡を継いだ際の改名によるものと考えるべきであろう。¹¹

従って、初期の河越家については、次のように推測することが可能であると思われる。即ち、《河越源重忠の男子（母は平田職廣（職久）の女子（兄職忠の養子）のうち、「次男」の中原賢在（二六二四年生）は、外祖父中原職廣（職久）より兵庫寮を相続し、氏も中原氏を称した。賢在の弟の源久忠（一六一六年生）は河越家を継承したが、妻の実家である真継家を相続したために河越家を離れた（氏は源氏のまま）。そこで、河越家の跡は、五男であると考えられる源五郎行忠（または行久）が継承した。しかし、兵庫寮の中原賢在が早世したため、源行忠（または行久）が兵庫寮を継いで、中原賢充と改氏・改名したが、苗字は河越（川越）を使用した》と。

三 兼任王と兼久王

以上、少外記平田家に伝来した二点の史料、『百年以来近代地下諸家伝』と「真継系圖近代写」から、従来知られていなかった事実を確認、また、推定することができたが、次に、それらを踏まえた上で、『地下家伝』において河越家の祖として挙げられている「王兼任」・「王兼久」父子について、検討する。

前述のように、彼らは、伊勢臨時奉幣の使王として、同時代史料において、それぞれ「兼任王」・「兼久王」と見えるが、それは、日記に引用された宣命案の位置に記載されているものである。¹²兼任王は、慶長十四年九月一日に伊勢に参向したことが藤森馨二〇〇八に指摘されており（187頁）、少なくとも、位置に記されているだけの紙上の架空人名でないことは確かである。

彼らが実在の王であるか、使王代であるかについて、藤森馨氏は、「もし、兼任王・兼久王父子が作名ではなく実在した人物であるならば、その諱から考えて、こうした王氏【引用者注、村上王氏もしくは花山王氏】の末裔である可能性も否定できないのではなからうか。また、実在しない作名とすれば、兼任王・兼久王という王名が作名された理由は、「兼」を通字とする王氏が前代に多数存在したことに起因するものと思われる」（藤森馨二〇〇八 190頁）として、彼らの実在性については判断を保留している。

兼任王・兼久王の実在性については、赤坂恒明二〇一四で既に指摘したように、王氏は室町後期に伊勢使王を勤仕した兼盛王を最後に消滅したと考えられるので、作名であると考えるべきであらう。

事実、兼久王については、『孝亮宿禰記』寛永六年九月十六日戊戌条に「忌部代従六位下忌部【斎部】宿禰親頼、使王代従六位下兼久王」、『孝亮宿禰記』寛永七年九月五日条に「忌部代親賢（従六位下）、使王代兼久王（同）」とあり、実在の王ではなく、代役の使王代であることが明記されている。従って、兼任王も使王代であったと推定される。

では、「兼任王」と「兼久王」は、誰に対する作名であったのであろうか。

初期の河越家と親族関係があった真継家は、伊勢臨時奉幣の使王代と齋部使を、共に真継家が勤仕したと主張している。即ち、慶長十四年（一六〇九）九月十六日の伊勢一社奉幣と、慶長十六年四月五日の後水尾院御即位由奉幣における使王代「兼任王」は真継美濃守康綱（康總）であり、寛永六年（一六二九）九月十六日の伊勢一社奉幣と、寛永七年九月五日の明正院御即位由奉幣における使王代「兼任王」は、康綱の子真継康利であり、更に、寛永二十年十月十八日の後光明院御即位由奉幣では、康利の子真継親賢（久忠の妻の兄弟）が「兼春王」として使王代を勤仕した、とされる。¹³

しかし、『慶長御遷宮日次』「一社奉幣次第」によると「真継美濃守」康總（康綱）が勤仕したのは斎部使であり、使王（兼任王）は別人である（藤森馨二〇〇八、187頁）。よって、藤森馨氏も指摘しているように、真継家の所伝は事実であるとは考え難い。

兼任王と兼久王の比定については、私が現在把握している同時代史料を見る限りでは、判然としない。そこで、同時代史料ではないが、前章で検討した『百年以来近代地下諸家伝』と「真継

系圖近代写」の記載に基づいて通説を補正した、河越家と真継家の系譜に基づいて、兼任王と兼久王が誰の作名であったかを検討する。

まず、兼久王について。『地下家伝』によると、「王兼任男」とされる「王兼久」即ち兼久王（生年不明）は、「使王兼任次男」とされる「清原賢在」即ち中原賢在（一六一四年生）と、兄弟であるとされる。そして、この中原賢在の兄弟は、真継久忠と中原賢充である。中原賢充は、正保四年（一六四七）の例幣で「兼字王」として初めて使王代を勤仕したので、「兼久王」ではない。従って、「兼久王」は、真継久忠に比定される。

既に述べたように、久忠は、義兄弟の紀親賢（一六二二年生）が真継家から離れたために真継家を相続した。「兼久王」が最初に使王代となったのは一六二九年であるので、久忠が「兼久王」であるという推測が正しければ、それは、彼が真継家を相続する以前、まだ河越と称していた時のことであると考えられる。真継家を相続した久忠に、かつて使王代を勤仕した経歴があることを背景に、真継家が使王代を勤仕したと主張する真継家の家伝が造られたのであろう。

次に、兼任王について。兼久王に比定される河越久忠の父は、河越源重忠である。よって、兼久王の父とされる兼任王は、河越重忠に比定される。この推定は、後世に創作された真継家の家伝を除けば、少なくとも、他の文献と矛盾することはない。

河越重忠は、松永氏の遺臣である河越宗也（源重宗）の子であるが、地下官人、中原氏の女子を妻としていた関係で、朝廷との関係が生じ、使王代を勤仕する機会を得ることができたのである

う。しかし、重忠が使王代を勤仕した理由が、中原氏との縁戚関係のみとするのは、根拠が不足しているように思われる。やはり、河越家自体に、使王代を勤仕するための由緒があった、と考えるべきであろう。

実は、王氏と関係があった「河越氏」が、かつて存在した。それは、東大寺領播磨国大部庄の公文職を相伝した王氏である。彼らは、鎌倉末期から室町初期にかけて公文職の相伝をめぐり骨肉の争いを演じ、相論の末期に、王氏の外孫女を娶った「河越兵衛三郎隆俊」なる人物が現れる。この河越氏は、大部庄またはその周辺地域における在地勢力であったと考えられるが、詳細は一切不明である。もし河越宗也とその子重忠が、播磨国大部庄の王氏外孫女を娶った河越氏の子孫ないし一族であったとすれば、王氏の外裔または縁戚者として使王代に選ばれた、と考えられる。しかし、播磨国大部庄の王氏外孫女を娶った河越氏の子孫が織豊期まで続き、松永久秀の家臣となった経緯を示す史料の根拠は、現時点では全く知られていない。よって、この説は単なる憶測に過ぎないが、わずかながらも蓋然性がある仮説として提示しておくたい。

それはともかく、兼任王と兼久王を河越家の源重忠と源久忠(後に真継家を相続)に比定することは、十分に可能であると考えられる。兼任王と兼久王の実体が不明となったのは、元来、使王代が所詮その場限りの代役に過ぎず、河越家においても代々相続すべき家職とは長らく認識されていなかったためであろう。『百年以来近代地下諸家伝』「中原 川越 兵庫寮」(下限は中原賢兼)に使王代についての記載がないのは、そのためであると思われる。

しかし、十八世紀の賢兼の代に至り、忌部代を勤仕した真継家が元文四年(一七三九)に齋部氏への改氏を果たした(『地下家伝』八「御蔵小舎人 真継(元新見 姓斎部、元紀)」親弘。上三六九頁)ことに対抗するかの如く、宝暦五年(一七五五)、王氏への改姓を請願するに至った(嶋津宣史一九九五 101~102頁)が、もとより河越家には、兼任王・兼久王の身元に関する正確な知識は伝わっていないのであろう。

四 使王代、兼字王の実体

次に、中原賢充が使王代を勤仕した際に作名として用いたとされる「兼字王」について、検討する。

既に述べたように、中原賢充は、通説では中原氏でなく清原氏であるとされ、正保四年に「源兼字」に改氏・改名したとされている。この改氏・改名は、同年の伊勢例幣再興に際し、賢充が「兼字王」の作名で使王代を勤仕することに伴うものと考えられるべきものであるが、この通説的理解は、三上景文撰『地下家伝』と河越家記録と真継家記録における、後世の系譜情報の記載に基づいたものであり、同時代文献に拠ったものではない。

同時代文献に基づき、「兼字王」とその周辺を再検討して、まず最初に気付くのは、「兼字王」とは、中原賢充だけが使用した作名ではなかった、という事実である。例えば、明暦二年(一六五六)正月十九日の後西院即位由奉幣では、『忠利宿禰記』同日条に「使王従五位下兼字王。是ハ左官掌子亮房也」とあり、萬治二年(一六五九)九月十一日の例幣では、『忠利宿禰記』同日条に「使王代主殿民部職行、宣命ニハ王従五位下兼字王」とあり、それぞ

れ小野亮房と小野職行が「兼字王」として使王代を勤仕している。同様の事例は、他にも挙げる事が可能である。要するに、正保四年の例幣再興後、約四十年間にわたり、使王代の作名として最も多く用いられた「兼字王」は、特定の個人、中原賢充に対する専有の作名ではなかったのである。従って、中原賢充が「源兼字」に改氏・改名したとする、家伝等に基づいた従来の通説には、大いに問題があると言わざるを得ない。

一方、逆に、中原賢充が「兼字王」でなく他の作名で使王代を勤仕した事例もある。例えば、寛文十一年（一六七二）九月十一日の例幣では、『恒例臨時公事抄』四（内閣文庫古5-249）に「使王従五位下兼王（作名也）兵庫頭賢充勤之」とあり、「当兼王」を作名として用いた。こちらでも同様の事例を他に挙げる事が可能である。¹⁵

以上より、正保四年の伊勢例幣再興時に、「清原賢充」（正しくは中原賢充）が「兼字王」の作名で使王代を勤仕するのに合わせて「源兼字」と改氏・改名したという通説的な理解は、同時代の記録に拠る限りでは、不適切であることが明らかとなった。

事実、改氏については、『百年以来近代地下諸家伝』によると、河越家は、河越賢兼の代に至るまで中原氏であり、源氏に改氏したとは記されていない。おそらく、河越家が中原氏から源氏に改氏したのは、賢兼の代においてであろう。既述のように、河越賢兼は、宝暦五年十月に王氏への改姓を願い出ている（嶋津宣史一九九五 101～102頁）が、皇族の末流たる王氏への改姓が認められなかった代わりに、源氏への改姓が認められたのではないかと憶測される。¹⁶

一方、改名についてであるが、既に確認したように、『百年以来近代地下諸家伝』には、中原賢充が「源兼字」「兼字王」に改名したとは述べられていない。これは、本史料の編纂者青木庸行が、作名「兼字王」に対する正確な知識を持っていたためであると考えられよう。いずれにせよ、賢充に対する個人名として、後世の家伝等において「兼字」が用いられているのは不正確であると言わざるを得ない。

そもそも、作名「兼字王」が実際に用いられていた當時においては、使王代の作名と、勤仕した個人との間には、特定の専有関係はなかったのであるが、使王代を勤仕するのが主に中原賢充であり、使王代の作名として専ら用いられたのが「兼字王」であったため、時代の経過と共に、「兼字王」に対する正確な知識が忘却され、後世において、「兼字」は賢充が改名した個人名であると認識されるようになった、と考えることができよう。

伊勢例幣が再興され、伊勢臨時奉幣をも含め、伊勢への奉幣が恒例化するに伴い、河越家は、代々使王代を勤仕する家としての自己認識を強め、河越賢兼の代には、齋部代を勤仕した真継家が齋部宿禰に改氏姓した影響をも受け、過去の家例を整理したが、その過程において、既に本義が忘却されていた「兼字王」が取り上げられ、河越家の家伝に、誤った形で採録されるに至った、と考えることができるのではないだろうか。

なお、使王代の作名が個人の専有になったのは、元禄初年であると思われる。「兼字王」という作名は、他の作名が使われることもあったが、貞享年間まで長く用いられた。元禄年間になると、個人ごとに異なった作名が用いられるようになり、中原賢充も、

元禄三年（一六九〇）九月十一日の例幣では「兼充王」の作名を用いている（早稲田大学図書館所蔵「少外記平田家記録」『分配』（整理番号「文書13/I/7」）。これは、使王の通字である「兼」に、中原賢充の諱のうち通字ではない「充」を併せたもので、中原賢充に専有の作名として適切なものと言うことができよう。

おわりに

以上、本稿では、江戸前期の伊勢使王代の作名「兼字王」と、「兼字王」として使王代を勤仕した河越賢充（中原氏）の出自について考察し、仮説を立ててみたが、同時代史料を中心とした確乎たる根拠に基づいた検討が、更に必要である。例えば、「兼任王」を河越源重忠に、「兼久王」を源久忠に比定するのは、中原賢充と賢在との間に兄弟関係があるという前提の上に初めて成り立つものである。この系譜関係に誤りがあれば成立し得ないものである。御批正を賜わることができれば幸いである。

注

- *1 本史料については、赤坂恒明二〇一一を参照せよ。
- *2 兼字王および彼以外の使王代に関する先行研究としては、藤森馨氏の業績が最も包括的かつ詳細であり、現在における定説として重要な価値を持つ。本稿においても、氏の研究成果に依拠することによって、初めて論を進めることが可能となった部分が多い。また、嶋津宣史一九九五には、使王代を代々勤仕した兵庫寮河越家の文書が翻刻されており、必見である。また、加茂正典二〇〇五、同二〇〇六には、使王の卜申に関する言及があり、参照する価値がある。

*3 三上景文撰『諸家伝』は、正宗敦夫編纂・校訂『地下家伝』（全三冊。東京、自治日報社、昭和四十三年十二月）を使用した。

*4 嶋津宣史一九九五 97頁。藤森馨一九九四 81頁、87頁。藤森馨二〇〇八 177頁、184頁。

*5 藤森馨氏は、兼久と兼字とを兄弟とする河越家の主張には潤色があるとして、両者に血縁関係は存在しないと論じている。藤森馨二〇〇八 184頁、190頁ほか。

*6 藤森馨二〇〇八 182頁、183頁、192頁注（9）。なお、松永久秀の家臣団については、天野忠幸二〇一二において分析・検討されている。しかし、河越宗也（重宗）については、一次史料から存在を確認できなかったためか、所見がない。

*7 少外記平田家『忠利宿禰記』明暦三年九月十一日条、万治二年四月十日条、『恒例臨時公事抄』四（内閣文庫 古5-249）、『左官掌氏辰記』（貞享四大嘗会）貞享四年十一月六日辛巳（『歴代残闕日記』巻百十五。第二十七卷五二〜七二頁）。

*8 赤坂恒明二〇一一 18〜19頁を参照せよ。なお、本史料は、撰者青木庸行の死後にも、記載の増補が行われている。

*9 『地下家伝』二「平田（姓中原）」の「中原生職（中原康致中絶之跡相統。父兵庫頭中原職久男。母讚岐守多忠宗女）」（『地下家伝』上六七頁）、『地下家伝』八「御蔵小舎人 粟津（姓中原）」の「職善（父出納職定次男中原職久男。母多讚岐守忠宗女。始職安、又改職康）」（『地下家伝』上三七一頁）、『地下家伝』八「出納 平田（姓中原）」の「職忠（職清男。実職久男。母多讚岐守忠宗女）」（『地下家伝』上三五四頁）。

*10 本「真継系圖近代写」には、「久忠弟」の「兼字（従五位上／河越兵庫頭）」も記されているが、同一人の重複と見るべきであろう。

*11 賢在と賢充の通字「賢」は、中原康富の子孫、中原康雄の子で、清原氏となった賢好と、何らかの関係があるように思われるが、現時点では判断し難い。清原賢好については、井上幸治二〇〇七 16頁、21頁を見よ。

井上幸治氏によると、清原賢好は、兄 中原康治と共に、恐らく豊臣方であるとの嫌疑により、慶長六年（一六〇一）五月以降、失脚して引退・出家している。ちなみに、『地下家伝』によると、賢好の誕生は一六一四年である。

*12 『壬生家四巻之日記』四 慶長十四年九月十六日（甲午）、『弘誓院記』

慶長十六年四月五日乙亥、『弘誓院記』寛永六年九月十六日戊戌。

*13 笹本正治 一九九六 42～43頁、54～57頁、62頁。藤森馨二〇〇八 185～187頁。

*14 中村直勝 一九七八、石田善人 一九九〇。大部庄の王氏に関する史料は、『兵庫県史』史料編 中世5、『小野市史』第四巻 史料編Ⅰ（小野市、一九九七年十月）に収録されている。なお、この王氏の出自・系統は未詳である。赤坂恒明二〇一四 78～79頁、92頁注（23）を参照されたい。

*15 なお、「当兼王」は、寛文九年（一六六九）九月十一日の例幣において、内堅高屋康在（中原賢充の母の兄弟の孫にあたる）が使王代を勤仕した際の作名としても用いられている。「恒例臨時公事抄」四（内閣文庫 古5-249）。但し、『寛文九年外宮正遷宮記』九月廿九日条によると、「使王従五位下兼宇王（代正五位下行丹後守中原朝臣康久、内堅）」とあり、康在の父にあたる高屋康久が「兼宇王」の作名で使王代を勤仕したとされる。¹⁶ これについては、氏が明示された叙任文書・記録等を確認する必要があるが、今後の課題である。

研究文献

天野忠幸「松永久秀家臣団の形成」（天野忠幸、片山正彦、古野貢、渡邊大門 編『戦国・織豊期の西国社会』（日本史料研究會論文集2） 東京、日本史料研究會 企画部、二〇一二年十月、343～403頁）
 石田善人「播磨国大部荘」（兵庫県史編集専門委員會編集『兵庫県史』史料編 中世五（兵庫県、一九九〇年三月） 解説、898～908頁）

井上幸治「戦国期の朝廷下級官人——中原康富の子孫たち——」（『戦国史研究』第五四号、二〇〇七年八月、14～24頁）

加茂正典「鈴鹿家所蔵『万治二年九月十一日 神嘗祭使王下串』考証」（笠井昌昭編『文化史学の挑戦』（京都、思文閣出版、二〇〇五年三月）、六五九～六七四頁）

加茂正典「鈴鹿家宮廷祭祀資料」（『皇學館大學神道研究所所報』第七十号、二〇〇六年三月、1～12頁）

笹本正治「真継家と近世の鑄物師」（京都、思文閣出版、一九九六年二月）

嶋津宣史「國學院大學圖書館所蔵河越家記録『諸願届録』（翻刻・紹介）」（『國學院大學圖書館紀要』第七号、一九九五年三月、八九～一二七頁）

『中村直勝著作集』第四巻「莊園の研究」（淡交社、一九七八年九月。初出、

中村直勝『莊園の研究』星野書店、一九三九年十月）

藤森馨「國學院大學圖書館所蔵『河越家記録・文書』の紹介と目録」（『國學院大學圖書館紀要』第六号、一九九四年三月、七五～九八頁）

藤森馨「改訂増補 平安時代の宮廷祭祀と神祇官人」（東京、原書房、二〇〇八年十二月（初刊、大明堂、二〇〇〇年九月）

赤坂恒明「青木庸行撰『百年以来近代地下諸家伝』（日本史料研究會研究會報「ふい&ふい」（無為 無為）第十八号、日本史料研究會、

二〇一一年二月、14～23頁）

赤坂恒明「中世における皇胤の末流『王氏』とその終焉」（『十六世紀史論叢』第三号、十六世紀史論叢刊行會、二〇一四年三月、七六～九五頁）

〔付記〕本稿で使用した史料の判読に際し、末柄豊氏、生駒哲郎氏より御示教を賜わった。記して謝意を表したい。

On KANENA-OU, a Substitute for SHIOU of ISE-HOUHEI

AKASAKA, Tsuneaki

キーワード：兼字王、使王、伊勢奉幣使、河越氏、真繼氏

Key words : Kanena-ou, shiou(tsukai-no-ookimi), houhei-shi to the ISE Shrine, the Kawagoes, the Matsugis